

入札公告をご覧いただく前に (公告概要のお知らせ)

この度公告する「岩屋ダム管理所施設管理補助業務」の主な内容は、以下のとおりです。(入札公告本文は、このお知らせの後段に掲載しております。)

一. 業務内容等について

- ①業務名 岩屋ダム管理所施設管理補助業務
- ②履行期間 平成24年4月1日～平成25年3月31日
- ③業務内容
 - 1. 施設管理用機器等の異常発生時の通報・対応
 - 2. 気象及び防災情報の連絡受理及び伝達
 - 3. 管理施設内外の巡視及び施錠の点検
 - 4. その他担当職員から業務管理責任者を通じて指示する業務

二. 競争に参加するための資格について

①水資源機構の競争参加資格

開札時において、一般競争（指名競争）参加資格業者のうち、測量・建設コンサルタント等のうち業種区分の「土木関係建設コンサルタント業務」又は物品製造等のうち業種区分の「役務の提供（建物若しくは工作物又は冷暖房設備、電気通信設備その他の設備の保守・点検管理）」の認定を受けていること。

②技術者の経歴

入札説明書に掲げる基準を満たす業務管理責任者を配置できること。

③その他欠格要件に該当しないこと

※詳細は入札公告・入札説明書をご確認下さい。

三. 入札・開札までのスケジュールについて

- ①入札説明書、仕様書等の配布期間 平成24年1月23日～平成24年2月6日
- ②一般競争参加資格申請書（及び資料）の提出期限 平成24年2月6日
- ③入札書提出期間
 - i)持参による場合は平成24年2月20日から開札の日時まで
 - ii)郵送による場合は平成24年2月12日～平成24年2月21日まで
- ④開札 平成24年2月22日13時30分（入札に参加される場合は、当日開札に立ち会うことができます）

四. その他

本件に関し、入札説明書等の交付を希望される方は、FAXにて「件名及び入札説明書等交付希望」の旨を記載いただき、下記までご請求ください。

本件に関する問い合わせ先

独立行政法人水資源機構岩屋ダム管理所 総務班 藤好

TEL : 0576-35-2339

FAX : 0576-35-2021

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年1月23日

独立行政法人水資源機構分任契約職
岩屋ダム管理所長 塩満 健一

1. 業務概要

- (1) 業 務 名 岩屋ダム管理所施設管理補助業務
- (2) 業 務 場 所 岐阜県下呂市金山町卯野原6-27
独立行政法人水資源機構岩屋ダム管理所
- (3) 業 務 内 容 仕様書による。
- (4) 履 行 期 間 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
- (5) そ の 他 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者であること。

- (1) 以下の各号に該当しない者であること。
 - ① 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - ② 独立行政法人水資源機構（平成15年9月30日までにあっては水資源開発公団。以下「当機構」という。）が発注した業務のうち、本入札公告の日から過去2年以内に元請けとして完了した物品及び役務の調達に係る請負契約において、次のいずれかに該当したと認められる者
 - 1) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物品等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - 2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - 3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - 4) 検査の実施に当たり役員又は職員の職務の執行を妨げた者
 - 5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - 6) 1)から5)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続きの開始若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始がなされ一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る当機構の認定を受けていない者又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者
 - ④ 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（物品製造等）又は添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
 - ⑤ 営業に関し法律上必要とされる資格を有しない者
 - (2) 開札の時ににおいて、当機構における平成23・24年度一般競争（指名競争）参加資格業者のうち、業種区分の「土木関係建設コンサルタント業務」又は、業種区分の「役務の提供（建物若しくは工作物又は冷暖房設備、電気通信設備その他の設備の保守・点検管理）」の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当機構の一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること）。
- なお、本入札公告の日に当該資格の認定を受けていない者も3.(3)により一般競争参加資格確認申請書（添付する一般競争参加資格確認資料を含み、以下「申請書」

- という。)を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (3) 入札説明書に掲げる基準を満たす業務管理責任者(以下「配置予定業務管理責任者」という。)を本業務に配置できること。
 - (4) 申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づき、木曾川・豊川水系関連区域において指名停止を受けていないこと。
 - (5) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
 - (6) 警察当局から、当機構に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 入札手続等

(1) 担当部署

〒509-1602 岐阜県下呂市金山町卯野原6-27
独立行政法人水資源機構岩屋ダム管理所 総務班 藤好
電話 0576-35-2339 FAX 0576-35-2021

(2) 入札説明書の交付期間等

- ① 交付方法：別途指定するホームページからのダウンロードによる。
交付希望者は任意の様式にて「本業務名」、「入札説明書等の交付を希望する旨」、「会社名」、「担当者名及び連絡先(電話及びFAX番号)」を記載のうえ、(1)までFAXを送信されたい。FAXを受領後、ホームページのアドレス等について、FAXにて交付希望者宛連絡する。なお、ホームページのアドレス等の連絡が無い場合は、上記(1)まで連絡されたい。また、FAXによらない場合は(1)まで問い合わせされたい。
- ② 交付期間：平成24年1月23日(月)から平成24年2月6日(月)まで
- ③ 交付費用：交付費用は無料とする。

(3) 申請書の提出期間、場所及び方法

- ① 提出方法：提出場所への持参又は郵送等(一般書留、簡易書留その他配達記録が残る方法(宅配便を含む。))に限る。により提出することとし、電送によるものは受け付けない。
- ② 提出期間：平成24年1月23日(月)から平成24年2月6日(月)16時00分まで。ただし、持参する場合は、上記期間の「行政機関の休日に関する法律」(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「行政機関の休日」という。)を除く、毎日10時00分から16時00分まで(12時10分から13時00分を除く)。
- ③ 提出場所：上記(1)に同じ。

(4) 入札書の提出方法及び入札・開札の日時及び場所

- ① 提出方法：入札書は持参又は郵送(一般書留、簡易書留その他配達記録が残る方法に限る。)により提出することとし、電送によるものは受け付けない。
- ② 提出期間：i) 持参による場合は、平成24年2月20日(月)から開札の日時までに指定の場所へ持参すること。
ii) 郵送による場合は、平成24年2月12日(日)から平成24年2月21日(火)までに当機構が指定した郵便局(東村郵便局)に到着した入札書に限り有効とする。
- ③ 提出先：i) 持参による場合は、(1)に同じ。ただし、開札の日時に立会いの上提出する場合は、⑤の開札場所。
ii) 郵送による場合は、東村郵便局留。
- ④ 開札日時：平成24年2月22日(水) 13時30分
- ⑤ 開札場所：独立行政法人水資源機構 岩屋ダム管理所 会議室

(5) 入札執行回数

入札執行回数は、1回とする。

4. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金。
 - ① 入札保証金 免除
 - ② 契約保証金 免除

- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。当該者が上記ただし書きに該当する場合も同様とする。
- (5) 契約書作成の要否 契約書を作成することとする。
- (6) 申請書の内容のヒアリング ヒアリングは原則として行わない。
- (7) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3(1)に同じ。
- (8) 独立行政法人の契約に係る情報の公表
独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされていることから、該当する法人は、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表する。公表の対象となる契約の詳細は、[http://www. water. go. jp/honsya/honsya/keiyaku/index. html](http://www.water.go.jp/honsya/honsya/keiyaku/index.html) による。
- (9) 詳細は入札説明書による。
- (10) 契約の締結日は平成24年4月1日とするが、本入札に係わる落札及び契約締結は、本業務に係る平成24年度本予算が成立していない場合等の事由により、中止又は延期することがある。